

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の納税相談日

- 会場 役場 3階305・306会議室
- 時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分
※土・日曜日は閉庁となります。
※午後の受付時間が変更となっていますのでご注意ください。

日程	対象地区
2月	18日(月) 石坂・鳩山団地
	19日(火) 松ヶ丘一・二丁目
	20日(水) 松ヶ丘三・四丁目
	21日(木) 楓ヶ丘一・二丁目
	22日(金) 楓ヶ丘三・四丁目
	25日(月) 鳩ヶ丘一・二丁目
	26日(火) 鳩ヶ丘三～五丁目
	27日(水) 大橋・奥田
3月	28日(木) 須江・竹本
	1日(金) 泉井・高野倉
	4日(月) 熊井
	5日(火) 小用
	6日(水) 大豆戸
7日(木) 赤沼	
8日(金) 今宿	
11日(月)～15日(金)	上記で都合のつかない方 ※15日(金)はできるだけお避けください。



申告に必要なもの

- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 「マイナンバーカード」または「通知カード及び自動車運転免許証等の本人確認書類」の原本
- 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類 ※還付申告には、源泉徴収額記載の源泉徴収票をすべてお持ちいただく必要があります。
- 事業(農業・営業など)及び不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
※収支内訳書は必ず計算・記入してきてください。
※事業とは、営利性のあるものを指し、経費のみの申告はできません。
- 被扶養者の所得が分かるもの(写し) ※特に配偶者
- 社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類
※医療費控除を受ける場合は、「医療費のお知らせ」または「領収額を医療を受けた人ごとに医療機関の支払日順に並べ、合計額を計算した明細書」を持参してください。
- 所得税の申告をされる方は本人名義の通帳及び金融機関にお届けの印鑑
- その他必要と思われる書類(障害者手帳、税務署からのハガキなど)

- ご注意ください**
- ◆最終日の3月15日(金)は、書類不足時に相談をお受けできなくなるほか、所得税の納期限であるため、できるだけ避けていただきますようお願いいたします。3月11日(月)以降の納付の方は、振替納税による納付にご協力ください。
 - ◆町・県民税、所得税申告とも、申告書が完成して相談不要であり、控えも不要の方は、並ばずに待合室の提出箱にお入れください。(郵送での提出や、役場東出張所への提出も可能です。)
※町・県民税申告で控えが必要な方はお並びください。
 - ◆国税庁ホームページで作成した申告書のチェック依頼はご遠慮くださいますようお願いいたします。

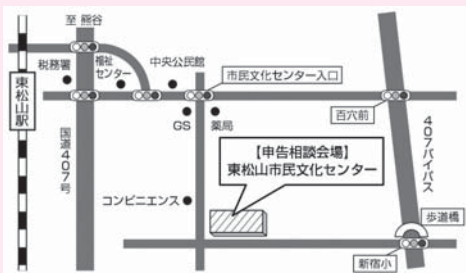
税務署の申告会場(東松山市民文化センター)で受付する申告

次のいずれかに該当する申告は、税務署の確定申告会場での申告が必要です。

- ①譲渡所得(土地・株式など)の申告
※公共団体のみに土地を譲渡された方は、町の会場で申告ができます。
- ②利子所得、配当所得、退職所得の申告
- ③外国税額控除のある方
- ④住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ⑤雑損控除の申告
- ⑥青色申告や繰越損失の申告
- ⑦消費税・贈与税の申告
- ⑧死亡した納税義務者の収入の申告(準確定申告)
- ⑨過年分に関する所得税の申告

- ⑩その他複雑な内容の申告のある方
■開設期間・受付時間：2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)
※上記期間中は東松山税務署では申告相談を行っていません。

■税務署の申告会場：東松山市民文化センター(東松山市六軒町5-2)



【アクセス】
徒歩：「東松山駅東口」から徒歩約20分
バス：東松山駅東口バス乗り場から「パークタウン五領行き」に乗り「東松山市民文化センター前」で下車

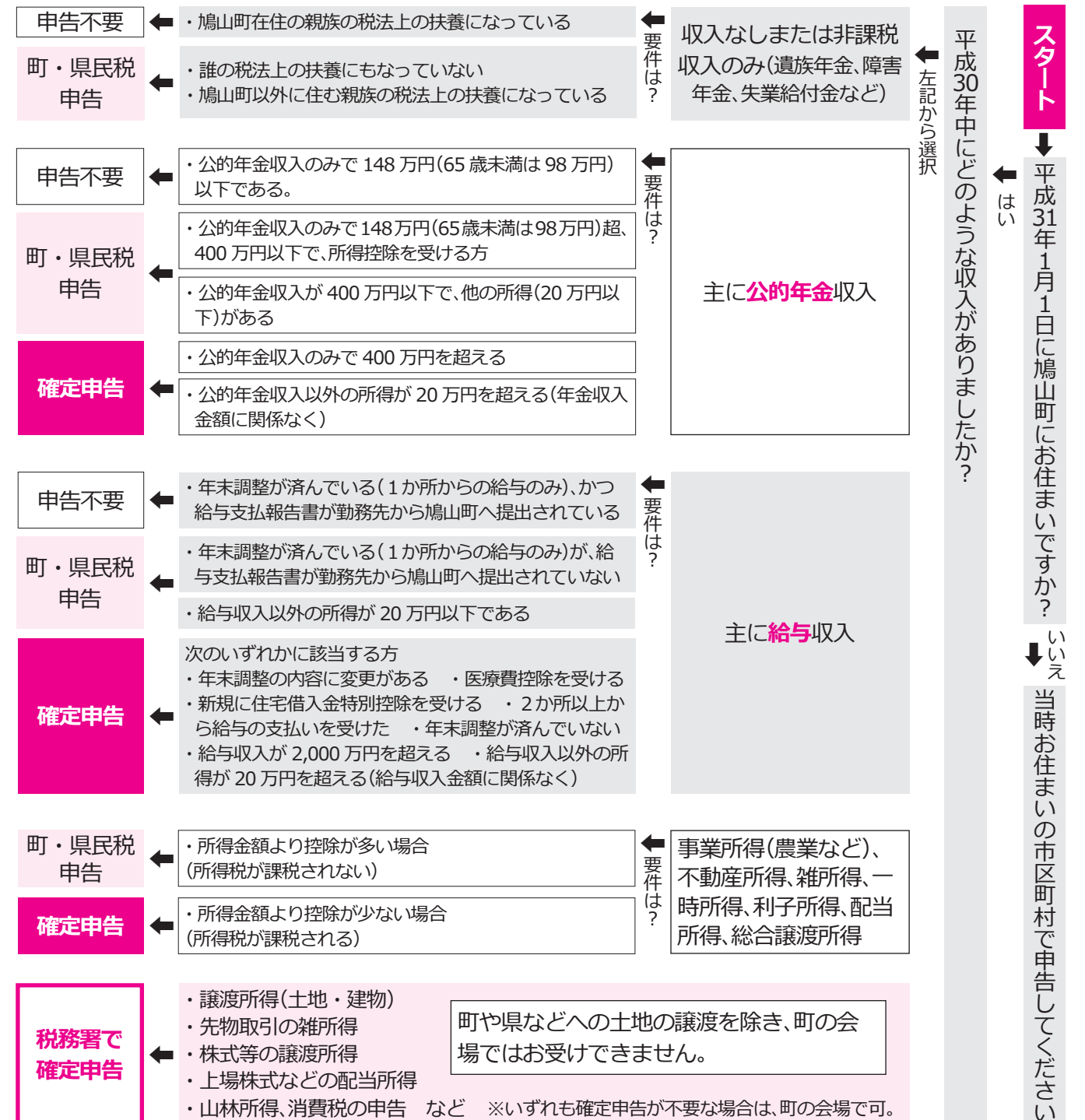
特集

平成30年分税の申告などをご案内します 税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告受付が始まります。申告期限は3月15日(金)までですが、ご自身が申告をする必要があるのかや申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。
問合せ【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎0493-22-0990

STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
※【申告不要】の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険加入者がいる世帯は全員(平成30年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く)住民税申告をしてください。収入がない場合は「収入なし」で申告してください。



税レポ

「租税教室」で小学生が税の大切さを知る



税金について説明する町職員（今宿小学校にて）

社会科授業の一環で、12月13日に今宿小学校6年生に対し町職員が、12月17日に鳩山小学校6年生に対し税理士が「租税教室」を行いました。

今宿小学校では、児童たちが、税金の種類や、学校の様々なものが税金でまかなわれていることや、税金がない世界を描いたDVDを見て、税金の大切さを学びました。質問の時間には、「集まった税金はどこにあるの?」「どうして消費税が10%上がるの?」などの声があがっていました。

税に関する作文表彰で鳩中生2名が各賞を受賞



表彰状を手にする西幅さん（写真右）と山口さん

東松山税務署管内税務協議会では、租税教育の一環で、中高生を対象に毎年「税に関する作文」を募集しています。今年度は、中学生の応募作品1,240点の中から、鳩山中学校の西幅美来乃さん(3年)の作文が鳩山町長賞に、山口航征さん(3年)の作文が東松山地区納税貯蓄組合連合会長賞に選ばれました。

作文で、西幅さんは、「税金を納めることで自分の育ったふるさとに貢献できる大人になりたい」と、山口さんは、「納税を通じた発展途上国への経済援助により、国内外で支え合う平和な社会が実現できる」と述べました。

医療費控除に関する明細書の提出が義務化されています

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。ただし、税務署から記入内容の確認を求められますので、領収書は5年間保存する必要があります。 ※医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等は、従来どおり添付または提示が必要です。 ※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制による医療費控除

- 適用対象：健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合
- 適用の受け方：①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出、②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザ予防接種の領収書など)の提出または提示

社会保険料控除の申告をお忘れなく

平成30年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。控除額は、特別徴収の方(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票で、普通徴収の方(個人納付)は領収書でご確認ください。口座振替の方は平成30年中に振替により納付した合計額となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となる場合があります(領収書に「対象」と記載されています)。また、要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

問合せ【介護保険料】長寿福祉課 ☎ 296-1210 【後期高齢者医療保険料】町民健康課 ☎ 296-5891 【国民健康保険税】税務会計課 ☎ 296-5892 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555 (IP電話からは ☎ 03-6700-1144)

公的年金等の源泉徴収票を郵送します

平成30年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、『平成30年分公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構から送付されます。

日本年金機構からの発送の時期は1月中旬から下旬を予定しています。所得税の確定申告などをされる方は、申告の際に添付書類等として必要になりますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

万が一紛失してしまった場合の再発行の手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎ 242-2657)か「ねんきんダイヤル」(☎ 0570-05-1165)まで。

ご確認ください 税申告 Topics

配偶者控除・配偶者特別控除が変わりました

これまでのような一律の控除額ではなく、申告者の所得により控除額が異なります。また、配偶者の所得が配偶者控除の範囲を超えても同額を控除する配偶者特別控除(源泉控除対象配偶者)の範囲が広がりました。これらの控除を申告する場合には、配偶者の所得が分

かるもの(写し)をお持ちください。

なお、配偶者の所得が誤っていた場合には修正申告が必要です。また、調査により判明した場合には更正させていただきます。

問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者の給与収入(合計所得金額) (単位:円)									
	配偶者控除		配偶者特別控除							
	~103万 (~38万)	~150万 (~85万)	~155万 (~90万)	~160万 (~95万)	~167万 (~100万)	~175万 (~105万)	~183万 (~110万)	~190万 (~115万)	~197万 (~120万)	~201万 (~123万)
~1,120万 (~900万)	38万 [48万] 33万 [38万]	38万 33万	36万 33万	31万 31万	26万 26万	21万 21万	16万 16万	11万 11万	6万 6万	3万 3万
~1,170万 (~950万)	26万 [32万] 22万 [26万]	26万 22万	24万 22万	21万 21万	18万 18万	14万 14万	11万 11万	8万 8万	4万 4万	2万 2万
~1,220万 (~1,000万)	13万 [16万] 11万 [13万]	13万 11万	12万 11万	11万 11万	9万 9万	7万 7万	6万 6万	4万 4万	2万 2万	1万 1万

※上段は所得税における控除額。下段は住民税の控除額。()内は老人配偶者控除額。□は源泉控除対象配偶者。

確定申告書用紙が「確定申告のお知らせ」はがきに変わっています

近年、ICT(情報・通信技術)を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。このため、国税庁では、資源保護と行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

対象 右表のとおり

手書きによる申告書作成方法 ①国税庁ホームページの「確定申告書等書類作成コーナー」(右記参照)による作成 ②申告書や手引きを国税庁ホームページからダウンロードして作成 ※インターネット環境やプリンタのない方で、確定申告書等の用紙が必要な方は、管轄の税務署(東松山税務署 ☎ 0493-22-0990)へお問い合わせください。

「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方

前年の所得税または消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax・書面
3	市区町村の申告会場	すべて	e-Tax・書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	すべて	e-Tax・書面



確定申告書は自宅等で作成できます

確定申告期間中は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、自宅等で確定申告書などが作成できます。

利用方法 ①「作成コーナー」へアクセス ②申告書を作成 ③申告書を提出(書面提出の場合、印刷して郵送等で提出。e-Taxの場合、マイナンバーカード方式・IDパスワード方式での申告ができます。)

ご利用ください 税理士による所得税の還付無料相談

年収600万円以下の方を対象に、所得税の還付申告書の作成を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、ご案内する税理士事務所へおたずねください。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年途中で退職された方

期間 2月1日(金)～15日(金)
※2月23日(土)午前10時～午後4時に「税に関する無料相談」も行います。
申込・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局 ☎ 0493-25-2670 (月～金曜日。午前10時～午後3時)